

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則	1
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(三八・人事課)	1
告示	1
県議会定例会の招集(四六七・財政課)	1
生活保護法による介護機関の指定(四六八・福祉政策課)	2
皆伐面積の限度(四六九・森林整備課)	2
特定計量器検査の実施(四七〇・計量検定所)	4
特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(四七一・建設管理課)	5
道路区域の変更及び供用開始(四七二・道路環境課)	6
道路区域の変更(四七三・道路環境課)	7
公告	7
共同施行等土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする旨の決定(北秋田地域振興局農林部)	7
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)	8
選挙管理委員会告示	8
個人演説会を開催することができる公営施設の指定(六五)	8
個人演説会を開催することができる施設の指定解除(六六)	9
人事委員会規則	9
人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則	10

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月一日

秋田県規則第三十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年秋田県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

様式第二十三号中

在任中職を行う 人の派遣	
在任中職を行う 人の派遣	

を

在任中職を行う 人の派遣	
-----------------	--

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

秋田県告示第四百六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百二条第二項の規定に基づき、平成十六年六月八日に、秋田県議会定例会を秋田市に招集する。

平成十六年六月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百六十八号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年六月一日

秋田県知事 寺田典城

老人保健施設ほのぼの苑	えがお大曲	通所介護「和(なごみ)」	名 称
長 医療法人正和会	株式会社えがお 代表 取締役	特定非営利活動法人 「和(なごみ)」 理事	開設者氏名又は名称
南秋田郡昭和町大久保字街道下九十二番地	大曲市船場町一丁目一番二十一	南秋田郡若美町福米沢字福米八十八番地	所 在 地
通所リハビリテーショ ン	痴呆対応型共同生活介 護	通所介護	サービスの種類
平成十二年四月一日	平成十六年四月十六日	平成十五年九月一日	指定年月日

秋田県告示第四百六十九号
 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、
 平成十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年
 法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含
 む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表す
 る。

平成十六年六月一日

秋田県知事 寺田典城

米代川上流	七八一・八〇	七二・七六	鹿角市、小坂町
同一の単位 とされる 保安林	皆伐面積の限度たる 面積(残存許容限度)	土砂流出防備 保安林	所在市町村
水源かん養 保安林 (ヘクタール)		保安林 (ヘクタール)	

米代川中流	四二五・一一	二〇七・七五	大館市、鷹巣町、比内町、田 代町
阿仁川	五二一・三五	九〇・二七	森吉町、阿仁町、合川町、上 小阿仁村
米代川下流	二二二・七六	八一・二九	能代市、二ツ井町、藤里町
水沢川	二七八・一四	八三・九四	八森町、峰浜村
三種川	二〇・二七	三〇・九六	琴丘町、山本町
馬場目川	五三・九一	六・五七	五城目町、昭和町
男鹿地区	四・八四	七・一〇	男鹿市

男鹿	八竜	能代	峰浜飛砂防備保安林	同一の単位とされる保安林	白雪川	子吉川上流	子吉川下流	雄物川上流	皆瀬川	平鹿地区	川口川	玉川	雄物川下流	太平川
"	"	"			一七九・五八	四五三・〇三	一三五・三五	六三三・三五	四六一・八八	四二六・一七	二五八・五四	五三五・五七	一二四・一五	一五一・三五
一・二六	〇・四〇	一七・六二	九・二四	皆伐面積の限度 たる面積積 (残存許容限度) (ヘクタール)	八・三〇	八九・〇〇	四六・二三	一一五・〇二	一六六・六〇	五六・四六	二九・六八	七一・九九	六六・五八	五・三六
男鹿市	八竜町	能代市	峰浜村	所在市町村	仁賀保町、象瀧町、西目町	矢島町、鳥海町、羽後町	本荘市、岩城町、由利町、大内町、東由利町	湯沢市、雄勝町、羽後町	増田町、稲川町、東成瀬村、皆瀬村	横手市、平鹿町、大森町、雄物川町、山内村	大曲市、六郷町、中仙町、太田町、千畑町、仙南村	角館町、田沢湖町、西木村	河辺町、雄和町、神岡町、西仙北町、協和町、南外村	秋田市

米代川下流	阿仁川	米代川中流	米代川上流干害防備保安林	秋田南	若美	男鹿	八竜	峰浜	八森防風保安林	金浦	本荘・西目	秋田南	天王・秋田北	若美飛砂防備保安林
"	"	"		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇・九六	一・八二	二三・四二	〇・四一	〇・六二	〇・〇二	一二・四〇	〇・二四	〇・三八	〇・五八	〇・一二	六・八八	二三・四五	一・〇八	〇・六六
藤里町	阿仁町、合川町	大館市、鷹巣町、比内町、田代町	鹿角市	秋田市	若美町	男鹿市	八竜町	峰浜村	八森町	金浦町	本荘市、西目町	秋田市	秋田市、天王町	若美町

河辺	秋田保健保安林	白雪川	子吉川上流	子吉川下流	雄物川上流	皆瀬川	平鹿地区	川口川	玉川	雄物川下流	太平川	男鹿地区	馬場目川	三種川干害防備保安林
〇・六二	三・八二	二・九四	二・三四	一・九六	三・五八	七・〇〇	一・一二	三・二六	四・七四	七・二〇	一・〇〇	一・二〇	四・三四	三三・四〇
河辺町	秋田市	仁賀保町、象潟町	鳥海町	本荘市、大内町	湯沢市、雄勝町	東成瀬村、皆瀬村	横手市、山内村	大曲市、中仙町、千畑町	田沢湖町	河辺町、雄和町、協和町	秋田市	男鹿市	昭和町	琴丘町、山本町

大雄村	平鹿町	雄物川町	山内村	検査区域
〃	〃	〃	非自動はかり及び分銅等	検査対象 特定計量器
平成十六年七月九日	平成十六年七月八日	平成十六年七月八日	平成十六年七月二日	検査期日
午前九時から午前十一時まで	午後一時三十分から午後四時まで	午前十時から午前十一時三十分まで	午後一時から午後四時まで	検査時間
大雄村地域福祉センター	平鹿町就業改善センター	雄物川町保健センター	山内村民体育館	検査場所

秋田県告示第四百七十号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。
平成十六年六月一日
秋田県知事 寺田典城

本荘	皆瀬	田沢湖	角館保健保安林
〇・一〇	〇・一四	二・五八	〇・六四
本荘市	皆瀬村	田沢湖町	角館町

二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日
平成十六年七月二日から同年七月三十日まで

大曲市	増田町	十文字町	横手市	大森町
〃	〃	〃	〃	非自動はかり及び分銅等
平成十六年七月二十九日	平成十六年七月二十二日	平成十六年七月二十一日	平成十六年七月十五日	平成十六年七月九日
午後一時から午後四時まで	午前九時から正午まで	午後一時から午後四時まで	午後一時から正午まで 午後一時から午後四時まで	午後一時から午後三時まで
大曲市武道館	増田町全天候型イベント広場	十文字町立総合文化センター	横手市勤労者総合福祉センターサン横手	大森町コミュニティセンター

三 特定計量器の所在の場所で行う検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第二項の規定により、申請すること。

秋田県告示第四百七十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、平成十六年度に県が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格の内容、審査の方法等を次のとおり定めたので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十六年六月一日

秋田県知事 寺田典城

一 資格審査を行う建設工事の種類

- （一）一般土木工事
- （二）建築一式工事
- （三）吹付工事
- （四）電気工事
- （五）給排水暖冷房衛生設備工事
- （六）鋼構造物工事
- （七）ほ装工事
- （八）一般塗装工事
- （九）路面標示工事
- （十）機械器具設置工事
- （十一）電気通信工事
- （十二）造園工事
- （十三）さく井工事
- （十四）水道施設工事

二 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格

- （一）一に掲げる建設工事の種類に応じ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による建設業の許可を受けていること。
- （二）資格審査の申請をする日の直前の審査基準日に係る建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値（公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第九十六号）第二条の規定による改正前の建設業法第二十七条の二十三第二項の規定による評定に係る総合評定

を含む。)が、次の表の上欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める総合評定値以上であること。

建設工事の種類	総合評定値
一般土木工事	七九〇点
建築一式工事	七九〇点
吹付工事	五八〇点
電気工事	七三〇点
給排水暖冷房衛生設備工事	七四〇点
鋼構造物工事	七六〇点
ほ装工事	八一〇点
一般塗装工事	六四〇点
路面標示工事	六九〇点
機械器具設置工事	五七〇点
電気通信工事	五六〇点
造園工事	七〇〇点
さく井工事	六三〇点
水道施設工事	七〇〇点

三 資格審査の申請方法

(一) 申請に必要な書類

(2)(1) 秋田県一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)

(2)(2) 建設業許可申請書の別表(建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)別記様式第一号の別表)

(4)(3) 工事経歴書(建設業法施行規則別記様式第二号又は別記様式第二号の二)申請をする日の直前の審査基準日に係る総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し

(三)(二) 申請書類の作成に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
申請書用紙の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県建設交通部建設管理課企画・建設業班(電話番号〇一八 八六〇 二四二五)

郵送による申請書用紙の交付を希望する者は、A四判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量百五十グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。

(四) 申請書類の受付期間

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)に規定する県の休日を除き、随時受け付ける。

(五) 申請書類の提出方法

(三)に掲げる場所に持参すること。
その他
資格審査の公正を図るため、(一)に掲げる書類以外の資料等の提出を求めることがある。

四 資格者の決定等

(一) 資格審査の結果、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有する者(以下「資格者」という。)を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(二) 平成十六年度秋田県建設業界入札参加資格者名簿に登録されている者で、(二)の資格を満たしているものは、資格者とみなす。

五 資格の有効期間等

(一) 資格の有効期間
資格者として決定された日から次に掲げる日のいずれが早い日までの期間とする。

(2)(1) 平成十七年三月三十一日

(2)(2) 申請をする日の直前の審査基準日に係る総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書における当該審査基準日から一年七月を経過した日

(二) 有効期間の延長

平成十七年三月三十一日前に資格の有効期間が満了する者で、再度資格審査を受け、資格者の決定がなされたものについては、同日まで資格の有効期間を延長することができる。

六 資格者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消し、その旨を通知する。

(一) 虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けたとき。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四に該当すると認められるとき。

七 申請事項の変更届

資格者は、申請書等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別に定める変更届を提出すること。

秋田県告示第四百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更し、供用を開始する。

平成十六年六月一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	秋田昭和線	秋田昭和線	秋田市外旭川字大堤七六八番地先から字小谷地一〇八番一地先まで	三三・〇〇〇〇～二四・五〇〇	二・二三四
	秋田昭和解		"	三三・〇〇〇〇～二四・五〇〇	二・二三四

二 供用開始の期日 平成十六年六月二日 午後一時

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年六月一日から同月十四日まで

秋田県告示第四百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年六月一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
	秋田御所野雄和線	秋田御所野雄和線	河辺郡雄和町平尾鳥字外ノ沢二番二から三五番二まで	三八・二〇〇〇～八五・〇〇〇	〇・〇九五
	秋田御所野雄和線		"	三八・二〇〇〇～八五・〇〇〇	〇・〇九五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年六月一日から同月十四日まで

平成十六年六月一日

秋田県知事 寺田典城

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、北秋田郡鷹巣町坊沢字相善岱尻三十二番地成田忠

一 申請年月日 平成十六年五月二十一日
 二 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(上野地区積雪寒冷地ほ場整備事業)換地計画書の写し

三 縦覧期間 平成十六年六月二日から同年六月二十九日まで
 四 縦覧場所 鷹巣町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、本
 荘市東由利町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同
 条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年六月一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名
- 由利郡東由利町代字田代百二十二番地 高橋重四郎
 - 館合字新田十二番地 大場惣七
 - 字久保百二十七番地 小笠原豊和
 - 蔵字新田七十九番地 梅津嘉人
 - 宿字大琴五十三番地 金子拓雄
 - 老方字吉野二十一番地一 猪股生弥
 - 本荘市館字帖上表七十七番地 猪股生弥
 - 鮎瀬字鮎瀬十四番地 小松忠彦
 - 館字神明腰五十二番地一 渡邊哲良
 - 雪車町字雪車町四十五番地 猪股則雄
 - 上野字上野百五十一番地 井上一郎
 - 万願寺字荒田目四十一番地 工藤彰
 - 荒町字古里三十六番地 須田純悦
 - 三条字三条三十二番地 須田純悦
- 二 就任理事の住所及び氏名
- 由利郡東由利町代字田代百二十二番地 渡辺幹夫
 - 館合字新田十二番地 高橋重四郎
 - 字久保百二十七番地 大場惣七
 - 老方字吉野二十一番地一 金子拓雄
 - 蔵字蔵七十六番地 阿部和弘
 - 宿字大琴五十三番地 梅津嘉人
 - 本荘市館字帖上表七十七番地 猪股生弥
 - 鮎瀬字鮎瀬九十一番地 太田茂彦
 - 館字神明腰五十二番地一 小松忠彦
 - 雪車町字雪車町四十五番地 渡邊哲良
 - 上野字上野百五十一番地 猪股則雄

選挙管理委員会告示

- 秋選管告示第六十五号
- 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨秋田市選挙管理委員会から報告があつたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年六月一日
- 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯
- 本荘市万願寺字荒田目四十一番地 井上一郎
 - 荒町字古里四十八番地 藤本 司
 - 三条字三条三十二番地 須田 純悦
- 三 退任監事の住所及び氏名
- 由利郡東由利町代字高戸屋十八番地 小松 芳久
 - 本荘市滝ノ沢字岡崎五十八番地 板垣 洋一
 - 万願寺館ノ内百一十一番地 鈴木 久夫
- 四 就任監事の住所及び氏名
- 由利郡東由利町代字高戸屋十八番地 小松 芳久
 - 本荘市万願寺館ノ内百一十一番地 鈴木 久夫

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
秋田市旭北地区コミュニティセンタ	秋田市大町四丁目四番十五号	平成十六年五月十一日
秋田市浜田児童館	秋田市浜田字自在山四十七番地の三	"
秋田市川尻児童館	秋田市川尻みよし町八番三十一号	"
秋田市藤倉児童館	秋田市山内字藤倉百四十五番地の一	"
秋田市中通児童館	秋田市南通みその町三番地二十七号	"
秋田市勝平児童館	秋田市新屋松美町六番一号	"

秋田市飯島南児童センター	秋田市飯島字飯田水尻二百九十九番地の五十	"
秋田市四ツ小屋児童センター	秋田市四ツ小屋字街道西十五番地の	"
秋田市港北児童センター	秋田市土崎港北四丁目六番一号	"
秋田市土崎南児童センター	秋田市土崎港東一丁目六番三十九号	"
秋田市泉児童センター	秋田市泉中央六丁目二番二号	"
秋田市旭川児童館	秋田市手形字才ノ浜六十三番地	"
秋田市日新児童館	秋田市新屋栗田町二十八番地三十四号	"
秋田市大住児童館	秋田市仁井田字西潟敷三十三番地	"
秋田市牛島児童館	秋田市牛島東一丁目二番七号	"
秋田市土崎児童館	秋田市土崎港中央三丁目七番十一号	"
秋田市広面児童館	秋田市広面字蟹沢二十九番地	"
秋田市仁井田児童館	秋田市仁井田本町四丁目七番二号	"
秋田市旭北児童館	秋田市山王三丁目一番三十五号	"
秋田市八橋児童館	秋田市八橋大沼町七番二号	"
秋田市旭南児童館	秋田市旭南一丁目十五番一号	"
秋田市保戸野児童館	秋田市保戸野すわ町九番六十号	"
秋田市將軍野児童館	秋田市將軍野東一丁目七番五十二号	平成十六年五月十一日

秋田市藤倉山の家	秋田市山内字上台十五番地	"
秋田市城東消防署(三階)	秋田市東通六丁目十六番十六号	平成十六年五月十一日
施設の名称	施設の所在地	指定解除年月日

秋選管告示第六十六号
 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができるとの指定解除した旨秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年六月一日
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

秋田市明德児童センター	秋田市千秋北の丸五番七十号	平成十六年五月十一日
秋田市寺内児童センター	秋田市寺内堂ノ沢二丁目十番十七号	"
秋田市東児童センター	秋田市東通二丁目十一番二号	"
秋田市飯島児童センター	秋田市飯島鼠田二丁目一番二号	"
秋田市外旭川児童センター	秋田市外旭川字梶ノ目三百四番地	"
秋田市高清水児童センター	秋田市將軍野南一丁目二番二十一号	"
秋田市下北手児童センター	秋田市下北手松崎字谷崎二百十九番地	"
秋田市築山児童センター	秋田市檜山南新町上丁三番地	"
秋田市桜児童センター	秋田市桜台一丁目一番三号	"
秋田市金足西児童館	秋田市金足大清水字大清水台一番地	"

人事委員会規則

人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則
規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

別表中「社団法人秋田県農業公社」を「社団法人秋田県農業公社」に改める。
社団法人秋田県貿易促進協会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所 印 刷 者

秋田県印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)8766 FAX(863)0005
E-mail:matsubaransatsu.co.jp

